

智頭町耐震改修促進計画 概要版

【令和8（2026）年度～令和13（2031）年度末】

1. 智頭町耐震改修促進計画とは

（1）計画の主旨

本計画は、震災における被害から、町民の生命・財産を保護し生活環境の保全に資するため、建築物の計画的な耐震化を促進することを目的に、智頭町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

（2）計画の位置づけ、実施期間

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、智頭町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画とします。

本計画の実施期間は、令和13（2031）年度末までとします。耐震化の実施状況、鳥取県耐震改修促進計画の改定状況などを踏まえ、必要に応じて、その達成状況等を評価し、見直しを行います。

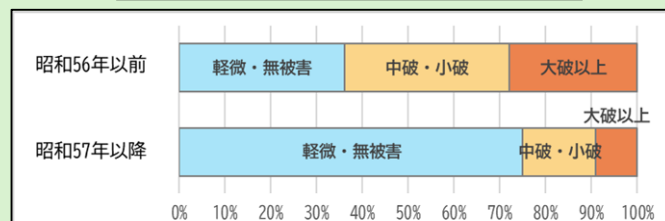
（3）耐震化の取り組み方針

町は、耐震対策を促進するため、「自らの安全は自らが守る」、「わがまちは、わが手で守る」という自助・共助それぞれの立場からの取り組みに対して、啓発活動の推進、相談窓口等の設置及び耐震診断・改修事業等への技術的、費用的支援など総合的な支援としての公助を、鳥取県と連携して実施するものとします。

2. 耐震化の必要性

- 阪神・淡路大震災における地震による直接的な死者の9割が住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒によるものでした。
- 昭和56年以前の旧耐震基準の住宅・建築物が大きな被害を受けました。

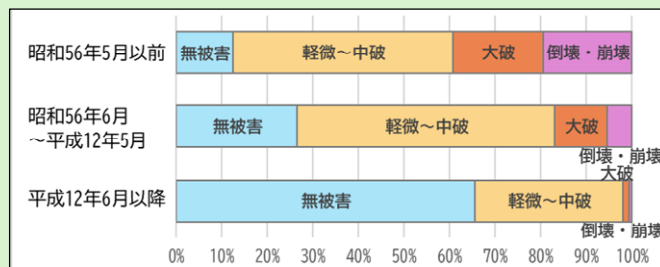
阪神・淡路大震災での建物被害状況



昭和56年以前に建てられた（旧耐震基準建築物）住宅・建築物の耐震性の強化が重要な課題

- 平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震では、新耐震基準であっても接合部等の基準が明確化された平成12年6月1日より前に建築された住宅にも比較的多く被害が発生したことが明らかになっています。

令和6年能登半島地震での建物被害状況



昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造建築物も耐震性が不足している可能性があることに留意

3. 耐震化の現状と目標

（1）耐震化の目標設定の考え方

鳥取県では、令和12年度までの住宅の耐震対策率の目標は92%、要緊急安全確認大規模建築物については耐震性が不十分なものを概ね解消と設定しています。

本計画では、耐震化率の令和13年度の目標を住宅については92%、要緊急安全確認大規模建築物については耐震性が不十分なものを概ね解消とします。

鳥取県の目標（令和12年度）

- 住宅：耐震対策率※ 92%
- 要緊急安全確認大規模建築物：耐震性が不十分なものを概ね解消

智頭町の目標（令和13年度）

- 住宅：耐震化率 92%
- 要緊急安全確認大規模建築物：耐震性が不十分なものを概ね解消

※ 耐震対策率とは、新耐震基準、旧耐震基準であるが耐震性のある建築物に加え、段階的改修・居室単位改修・耐震シェルター設置・耐震ベッド設置を行っている建築物の合計を建物全体で割った割合をいう。

（2）住宅の耐震化の現状と目標

令和8年3月現在の住宅の耐震化率は64%、令和13年度の目標達成には、智頭町全体で約696棟の耐震改修が必要となります。

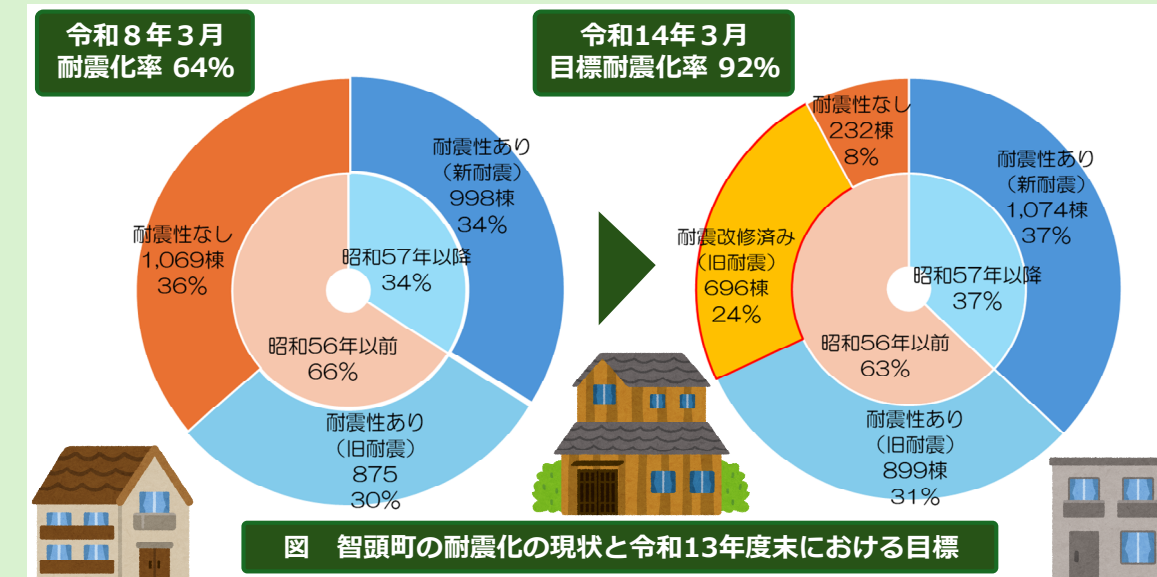


図 智頭町の耐震化の現状と令和13年度末における目標

（3）住宅以外の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で既存耐震不適格建築物については、その地震に対する安全性を緊急に確かめ、該当する建築物については、令和13年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とします。

町有施設の中でも特定既存耐震不適格建築物に該当する多数の者が利用する一定規模以上の建築物については、全ての建築物の耐震性を確認済です。しかし、公民館等、小規模な町有施設についても、耐震診断を実施し、耐震性の有無を確認します。

このほか、「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」に該当する建築物、「地震時に通行を確保すべき道路」に面し、地震時による倒壊で道路閉塞が懸念される建築物もそれぞれ1棟あり、町として耐震化を働きかけていきます。

4. 一般住宅の耐震化を図るための重点項目

一般住宅の耐震化を促進するため、智頭町においては、以下の項目について重点的に取り組んでいきます。

STEP 1：知識の普及

(1) 地震ハザードマップの作成・公表、パンフレット等の活用

智頭町では、地震防災ハザードマップ（ゆれやすさマップ）を作成しています。

県においては、県内各地の震度や液状化の予測結果に基づき、500mメッシュのハザードマップを「とっとりWebマップ」（防災情報）で公開しています。そのほか耐震改修促進普及啓発パンフレット「はじめよう！うちの耐震化！」や木造住宅耐震改修事例集の資料も用意しています。

これらを活用して、町民への知識の普及を図ります。

※ 町作成の「ゆれやすさマップ」（は町のホームページで確認できます。県の「とっとりWebマップ」（防災情報）のURLは右記のとおりです。 <https://www2.wagmap.jp/pref-tottori/Portal>

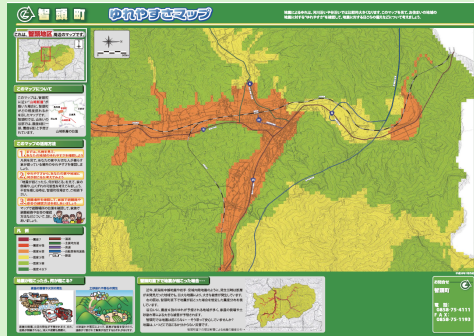


図 智頭町ゆれやすさマップ

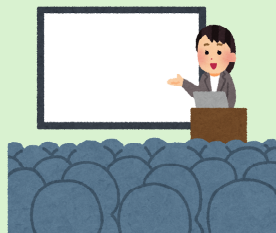
智頭町 ゆれやすさマップ 🔍 検索

STEP 2：意識の啓発

(2) 町民への広報

耐震化にあたっては、まず耐震診断から始める必要があります。最も手軽な耐震診断として「誰でもできるわが家の耐震診断」があります。「誰でもできるわが家の耐震診断」は、各家庭でできるものですが、地域の集会の場などで活用すると、さらに効果的です。

町は、「誰でもできるわが家の耐震診断」に関する広報を全ての町民へ広く実施します。町内会などのコミュニティを通じて広報を行うことで、町民の耐震化促進に関する意識の啓発を図ります。



誰でもできるわが家の耐震診断 一般財団法人 日本建築防災協会
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

(3) 集落（自主防災組織）と消防団、NPO等との連携、防災リーダーの育成

地震による被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」が重要です。なかでも地域の取り組みである「共助」を活性化するためには、地域の防災リーダーを育成することが必要です。

避難、消火活動の援助など地域で助け合い、まちを守る（共助）体制の強化のため、町は、建築関係団体と連携して、集落（自主防災組織）の取組みに対し、技術者の派遣等、負担軽減のための支援を行います。

また、地域の取組の中心となって活動するリーダーの育成のため、消防団員を中心に講習会を開催し、地域の防災リーダーの育成を行います。



STEP 3：耐震診断・耐震改修の実施

(4) 相談体制の整備及び情報提供の充実

町は、耐震診断、耐震改修に係る工法や費用、助成制度、税制の優遇措置などについて周知・情報提供を行います。

このほか、町は、耐震化を行うことのできない住宅所有者の抱える課題の把握、専門家派遣等による相談等の支援について、県との連携による実施を検討します。

(5) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームや省エネ改修、バリアフリー化等の機会にあわせて耐震化を行うことが、建築物の所有者の負担も少なく耐震化が図れる有効な手段です。そのためには、リフォームを行う専門家や事業所を対象とした耐震改修に関する知識と技術の普及と耐震化促進に関する意識の啓発を図る必要があります。

町は、専門家や事業者に対して、県の取組みに関する情報の提供を行います。また、町民を対象に、リフォームに合わせて耐震改修を行うことの利点について啓発を行います。

(6) 耐震診断・耐震改修促進事業の実施

町は、耐震診断・耐震改修を促進するための事業を積極的に進めます。

耐震化を図ることにより受けることのできる優遇措置について、町は町民に対して積極的に情報提供を図ります。

耐震診断・耐震改修に対して、それぞれの補助を行います。



■ 町の耐震診断・耐震改修の補助を活用しましょう！

耐震化は建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが基本ですが、費用負担の問題から耐震化が進んでいないのが現状です。

町は、震災に強いまちづくりを促進するため、所有者等が行う耐震診断、耐震改修等を支援する事業を行います。あわせて、固定資産税や所得税の優遇措置の周知のほか、各種耐震改修に関する融資制度の普及に努めます。

区分	事業内容
戸建て住宅の耐震化促進	○ 平成12年5月31日までに着工された戸建て住宅の耐震診断、改修設計の費用を助成
戸建て住宅の耐震改修助成	○ 平成12年5月31日までに着工された戸建て住宅の耐震改修の補助
ブロック塀の除却・改修助成	○ 避難経路上あるいは不特定者通行道路沿道のブロック塀の除却・改修の費用の補助
木造住宅の耐震診断補助	○ 平成12年5月31日までに着工された木造住宅の耐震診断の実施にあたり、木造住宅耐震診断士を派遣
土砂災害特別警戒区域内の住宅の建替等支援	○ 智頭町内で土砂災害特別警戒区域内の住宅に居住する者が、外壁等の補強を行う際に係る経費の補助

お問い合わせ：智頭町地域整備課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072-1
TEL：0858-75-4113 FAX：0858-75-1193